

有吉病院介護医療院の運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

【事業の目的】

第1条 医療法人笠松会が運営する有吉病院介護医療院（以下「施設」という）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 施設は、施設サービス計画に基づいて、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中で、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、入居者が有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう介護医療院サービスを提供しなければならない。

3 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて妥当適切に療養を行うものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入居者の所存する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービスを提供する者との密接な連携に努める。

【施設の名称等】

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称：有吉病院介護医療院

(2) 所在地：〒823-0015 福岡県宮若市上有木397番地1

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

【職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通り。

| | | |
|-----|----|---|
| 管理者 | 1人 | 管理者は施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 |
|-----|----|---|

| | | |
|-------------|-----------------|---|
| 医師 | 2人以上 | 医師は、入居者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診察を行う。また、医師は入居者が急変した場合においても、速やかに診療を行う体制を確保するため当直を行う。 |
| 看護職員 | 【6：1】 15人以上 | 看護職員は、入居者の自律支援と日常生活の充実に資するよう、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。 |
| 介護職員 | 【4：1】 23人以上 | 介護職員は、入居者の自律支援と日常生活の充実に資するよう、病状及び心身の状況に応じて、医学的管理の下における介護の提供に当たる。 |
| 介護支援 専門員 | 【100：1】 1人以上 | 介護支援専門員は、入居者の施設サービス計画を作成し、作成後においても施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ施設サービス計画の変更を行う。 |
| 薬剤師 | 【150：1】 1人以上 | 薬剤師は、調剤及び入居者に対する服薬指導を行う。 |
| 理学療法士 | 1人以上 | 理学療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものとともに、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるように指導する。 |
| 管理栄養士 | 1人以上 | 栄養士は、栄養並びに入居者の心身に必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。 |
| 放射線技師 | 1人以上 | 放射線検査を行う。 |

第3章 定数

【介護医療院の入居定員】

第5条 施設の入居定員は90名とする。入居者の定員及び療養室の定員を超えてはならない。

【介護医療院サービスの内容】

第6条 介護医療院のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 診察
- (2) 施設サービス計画の作成
- (3) 看護
- (4) 医学的管理の下における介護
- (5) 機能訓練
- (6) 褥瘡の予防
- (7) 食事の提供

- (8) 入浴
- (9) レクリエーション
- (10) 入居者及びその家族への指導及び援助

【利用料及びその他の費用の額等】

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は前項の支払いを受ける額の他、次に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - (1) 食事の提供に関する費用は、厚生大臣が定めた介護報酬告示上の額
※介護医療院重要事項説明書 P5 8.利用料金 (2)介護保険給付外サービス 参照
 - (2) 居住に要する費用は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額
※介護医療院重要事項説明書 P5 8.利用料金 (2)介護保険給付外サービス 参照
 - (3) その他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者は負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。
- 3 前項にあげる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

【要介護認定に係る援助】

第8条 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。

- 2 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申し込み者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申し込みの意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

【施設の利用に当たっての留意事項】

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 入所生活においては、事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (3) 共有の設備・備品は他の迷惑にならないように利用する。

【入退居に当たっての留意事項】

- 第10条 施設は、入居申し込み者の病状等を勘案し、入居申し込み者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。
- 2 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。
 - 3 施設は、入居申し込み者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用者状況等の把握に努めるものとする。
 - 4 施設は、入居者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。
 - 5 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

【衛生管理等】

- 第11条 施設は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医薬機器の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設において食中毒又は感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

【緊急時等における対応方法】

- 第12条 施設は、介護医療院サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。
- 2 施設は、入居者に対する介護医療院サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変その他必要な場合は、市町村、入居者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
 - 4 施設は、入居者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【協力病院等】

- 第13条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。
- 2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

【非常災害対策】

第14条 施設は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

【苦情処理】

第15条 施設は、介護医療院サービスの提供に

係る入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行うその他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【個人情報の保護】

第16条 施設は、入居者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入居者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第17条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【身体拘束】

第18条 事業者は、当該入居者又は入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

【地域との連携】

第19条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護医療院サービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

【その他の運営に関する留意事項】

第20条 施設は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

3 施設は、従業員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附則

この規程は、2020年2月1日から施行する。

この規程は、2021年11月1日から施行する。